

○経済産業省令第四十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百四条第二項の規定に基づき、基準器検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

基準器検査規則の一部を改正する省令

基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十一条 〔略〕 (基準器検査証印の有効期間)	第二十一条 〔略〕 (基準器検査証印の有効期間)

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により第二条の表の下欄に掲げる基準器検査を受けることができる者が前項の表の下欄に掲げる有効期間内に基準器検査を受けることが困難であるときは、当該有効期間は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間とする。

〔新設〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。